

小児インフルエンザワクチン任意予防接種費用助成事業について

インフルエンザの発病予防や重症化を防ぐため、小児インフルエンザ任意予防接種の費用の一部を助成します。対象者で接種を希望される方は、町内の医療機関で接種してください。

〔対象者〕

1回目の予防接種を受ける日において生後6か月から18歳（平成20年度生まれ）までの方
〔助成対象ワクチン〕

予防接種の種類	助成金額	助成回数
インフルエンザHAワクチン	1回当たり2,000円	2回 13歳未満は原則1回
経鼻インフルエンザワクチン	4,000円	1回

医療機関の定める接種費用から助成金額を差し引いた金額を医療機関で支払ってください。

※取り扱いワクチンは医療機関によって異なりますので医療機関にご確認ください。

〔接種期間〕 10月1日（木）から令和9年1月29日（金）まで

* 期間外の接種は全額自己負担です

* 接種を希望される際は、必ず事前に医療機関にご予約ください。

〔医療機関〕 町内医療機関

〔接種方法〕

指定医療機関に申し込みのうえ、母子健康手帳、予防接種を受ける人の現住所が確認できる本人確認書類（健康保険証、乳児医療証）を必ず持参し、受診してください。

* 他区市町村での接種の場合は、助成対象外です。

新型コロナウイルス感染症予防接種について

予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症の発病予防や重症化を防ぐため、高齢者の方への予防接種をつぎのとおり実施します。対象者で接種を希望される方は、奥多摩病院、双葉会診療所または西多摩地区の各市町村の医療機関で接種してください。ただし、町外の医療機関で接種を希望される方は、予防接種の実施の有無と、西多摩地区医師会指定（公費補助取扱い）の有無を、各医療機関で事前に確認してください。

〔対象者〕 ①接種日に65歳以上の方

②接種日に60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（身体障害者手帳などが必要です）

ただし、つぎの方は接種できません。

（1）接種当日37.5度以上の発熱のある方

（2）重い急性疾患にかかっている方

（3）新型コロナワクチンによりアレルギー反応をおこしたことがある方

〔接種期間〕 10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで

* 接種を希望される際は、必ず事前に医療機関にご予約ください。

〔接種方法〕 接種は1人につき1回です。健康保険証など、ご本人の年齢・住所が確認できるものを医療機関に提示して接種してください。

〔接種費用〕 7,500円

※このページの申し込み・予約、問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777